

第15表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三 重 県					全 国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増 額	据置き	減 額			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	計	31.0 %	(25.0) %	(75.0) %	(0.0) %	69.0 %	40.0 %	(28.4) %	(70.7) %	(0.9) %	60.0 %
	500 人 以 上	41.3	(31.0)	(69.0)	(0.0)	58.7	70.0	(36.0)	(63.9)	(0.1)	30.0
	100 人 以 上 500 人 未 満	34.1	(18.3)	(81.7)	(0.0)	65.9	46.9	(28.4)	(70.3)	(1.3)	53.1
	100 人 未 満	14.3	(25.0)	(75.0)	(0.0)	85.7	22.1	(20.4)	(78.8)	(0.8)	77.9
高 校 卒	計	33.8	(31.3)	(68.7)	(0.0)	66.2	18.5	(26.0)	(73.1)	(0.9)	81.5
	500 人 以 上	42.9	(48.7)	(51.3)	(0.0)	57.1	27.9	(42.7)	(56.7)	(0.6)	72.1
	100 人 以 上 500 人 未 満	37.5	(16.6)	(83.4)	(0.0)	62.5	19.8	(25.7)	(73.9)	(0.4)	80.2
	100 人 未 満	17.9	(20.0)	(80.0)	(0.0)	82.1	14.0	(17.0)	(80.9)	(2.1)	86.0

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	三 重 県	全 国
配 偶 者	13,316 円	13,239 円
配偶者と子1人	20,329 円 (7,013 円)	19,995 円 (6,756 円)
配偶者と子2人	26,025 円 (5,696 円)	25,948 円 (5,953 円)

(注) 1. 支給月額、扶養家族ごとに、その手当を支給している事業所における支給月額の平均を扶養家族の構成に応じて累計したものである。

2. () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

3. 扶養（家族）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

4. 支給月額は、扶養（家族）手当が平成17年以降改定された事業所について算出した。

備 考 本県の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,000円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 住居（住宅）手当の支給状況

項 目		事 業 所 の 割 合	
		三 重 県	全 国
支 給 の 有 無	支 給	52.1 %	51.3 %
	非 支 給	47.9	48.7
借家・借間居住者に対する住居（住宅）		27,000 円以上	31,000 円以上
手 当 月 額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層		28,000 円未満	32,000 円未満

備 考 本県の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。